

二宮町広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町（以下「町」という。）が所有又は管理する資産及び作成する印刷物等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することによる財源確保に関する取組について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 町有財産 地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項のうち、公有財産及び物品をいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げる町有財産のうち、広告の掲示又は掲出が可能なものをいう。
 - ア 町のホームページ
 - イ 町が発行する印刷物
 - ウ 町が所有又は管理する土地、建物、車両
 - エ その他町長が個別に定めたもの
- (3) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。
- (4) 広告事業 町有財産を広告媒体として有効活用を図ることの対価として広告収入等を得る事業又は物品等の提供を受ける事業で、次に掲げるものをいう。
 - ア 民間事業者等が有料で広告掲載すること。
 - イ 公共施設において、民間事業者等の名称を冠する施設命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を有料で付与すること。
 - ウ イベント等を開催する際の協賛
 - エ その他町長が個別に定めたもの

(基本方針)

第3条 町は、法令遵守、人権保護、広告の品位、中立性、公平性、調和性等を十分に配慮した上で、広告事業を実施するものとする。

(基準)

第4条 町は、次の各号のいずれかに該当する広告又は該当するおそれがある広告は、これを広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害又は差別助長となるもの
- (4) 政治的又は宗教的要素を含むもの

- (5) 意見広告又は個人等の宣伝となるもの
- (6) 美観、風致を害するもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないもの
- (8) 消費者保護の観点から適当でないもの
- (9) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (10) 求人広告に類するもの
- (11) 学校教育及び塾、予備校等に関するもの

2 町は、次の各号のいずれかに該当する事業者との間に、広告事業に関する契約を締結しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業をする事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団の関与が認められる事業者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による手続中の事業者
- (4) 二宮町建設工事入札業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けている事業者
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (6) 行政機関からの行政指導を受けたにも関わらず、改善措置を怠っている事業者
- (7) 社会的信用を著しく失墜させる事件を現に起こしている事業者
- (8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の諸法に基づき改善命令等の行政処分を受けてから3年を経過していない事業者
- (9) 租税等に現に滞納のある事業者又は滞納のある者が現に経営に参画している事業者
- (10) その他法令等に違反している事業者

3 前2項のほか、町長が特に適当ではないと判断したものは、これを広告事業として承認しない。

(規格等)

第5条 広告の規格、場所、媒体、料金等は、その都度、広告掲載を行う町有財産を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）がそれぞれその都度別に定めるものとする。

(募集)

第6条 広告を募集するときは、所管課長は、当該広告事業ごとに要領を定め、原則として公募により実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものは、公募とせず、別に定めた方法に

より広告候補を選定することができる。

- 3 所管課長は、第1項の募集事務を必要に応じて広告代理店等に委託することができる。ただし、広告代理店の選定、審査等に関する必要な事項は、その都度別に定めた上で実施するものとする。

(決定)

第7条 所管課長は、広告掲載の適否を審査し、町長の決裁を受けた上でこれを決定するものとする。なお、当該決定した結果は、申請者全てに通知しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき決定した広告主が、町が示した条件、指示等に従わないとき、又は第4条の規定に該当するときは、契約期間中であっても当該広告主に対する許可決定を取り消すことができる。この場合において当該広告主に生じた損失等について、町は一切の責を負わないものとする。

(審査委員会)

第8条 所管課長は、広告掲載の募集方法、適否及びその他必要な事項について、別に委員長及び委員をもって構成する審査委員会を設置し、これを諮ることができる。

- 2 委員長は、二宮町職員の職の設置に関する規則（昭和62年二宮町規則第4号）第3条第2項に規定する部長のうち、所管課長が属する部の長とする。
- 3 委員は、所管課長のほか、課長の職にある者の中から4名以上を委員長がその都度指名するものとする。

(広告料)

第9条 広告料は、所管課長が当該広告案件につき、それぞれ市場価格等を調査した上で決定するものとする。ただし、二宮町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成21年二宮町条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項第4号に該当するものは、これを除外する。

- 2 競争入札又は見積り合わせにより決定するときは、前項の規定にかかわらず最高額をもって落札した金額を広告料とする。
- 3 広告料の納付及び還付に関する事項は、それぞれ条例第5条及び第6条を準用するものとする。
- 4 広告料の計算は、原則として月単位で計算するものとする。ただし、やむを得ず1月未満の端数が生じるときは、当該端数の生じた月の総日数で1月分の広告料を除いて日割計算することができる。

(物品による受入れ)

第10条 所管課長は、前条の広告料に代えて、広告主が作成した広告が掲載された物品により受け入れることができる。

(ネーミングライツ)

第11条 所管課長は、ネーミングライツ事業を実施するときは、当該事業の実施に必要な

事項を定めた募集要領等を作成しなければならない。

- 2 所管課長は、ネーミングライツ事業を実施するときは、第8条の規定に基づく審査委員会を設置しなければならない。この際の各委員については、必要に応じて町民、有識者及びその他関係機関の者等を追加して臨時の委員とすることができる。
- 3 ネーミングライツを導入した施設は、当該契約期間中において、命名された名称により運営するものとする。ただし、各設置条例中の名称については、これを改正しないものとする。
- 4 ネーミングライツを付与した事業者は、当該権利以外における権利、優遇措置等を要求できない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、次の各号に掲げた事項に関する一切の責務を負うものとする。

- (1) 広告の内容に関すること。
- (2) 広告掲載に起因した第三者に対する損害に関すること。
- (3) 契約期間の満了又は取消の決定を受けた場合における撤去及び原状回復の費用並びに手続に関すること。
- (4) その他広告契約締結時において、個別に約定した事項に関すること。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、広告事業に関して必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前において既に契約を締結したものについては、当該契約の期間の満了までの間に限り、なお従前のおりとするすることができる。

(教育委員会への適用)

- 3 この要綱を教育委員会に適用する場合においては、「二宮町」及び「町」とあるのは「教育委員会」に読み替えるものとする。

(二宮町ホームページ広告掲載要綱等の廃止)

- 4 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 二宮町ホームページ広告掲載要綱
- (2) 二宮町広報紙広告掲載要綱
- (3) 二宮町庁用車広告掲載要綱
- (4) 二宮町封筒広告掲載要綱